

2017年2月27日 (27 February 2017)

リチウム・バッテリー取扱いマーク等を含むアメリカ運輸省最終案件 (Final Rule HM-215N) の近況について

アメリカ運輸省 Pipeline and Hazardous Material Safety Administration (PHMSA, US DOT) によれば、アメリカ輸送法規 49 CFR に 2017-2018 年版の ICAO 技術指針 (ICAO Technical Instructions) の変更点は、まだ、組み込まれていないが、2017-2018 年版の ICAO 技術指針に従って準備された危険物がアメリカへ、アメリカから、アメリカを経由して、或いはアメリカ国内を輸送されても差し支えないと発表した。

この発表により、新しいリチウム・バッテリー取扱いマークと、新しいリチウム・バッテリーに特化された第 9 分類の危険性ラベルの使用が許されたことになる。

然しながら、未解決の問題は Class 3 に変更になった新ナンバー UN 3528 Engines, flammable liquid powered についてである。旅客機で輸送される場合、アメリカ政府例外規定 USG-13 の貨物室当たり 25 kg の制限量に従わなければならない。従って、エンジンの荷送人は、3月31日まで、或いは Final Rule HM-215N の認可の方が早ければそれまでの間、エンジンは Class 9 の旧ナンバー UN 3166 で申告するようにお勧めする。

以 上